



生り、全ての会計で資金不足は発生していません。

■ **資金不足比率**

資金不足比率は、表②のとおり、全ての会計で資金不足は発生していません。

健全化判断比率は、表①のとおり、平成20年度決算では、早期健全化基準、財政再生基準を超過している指標はありませんでした。

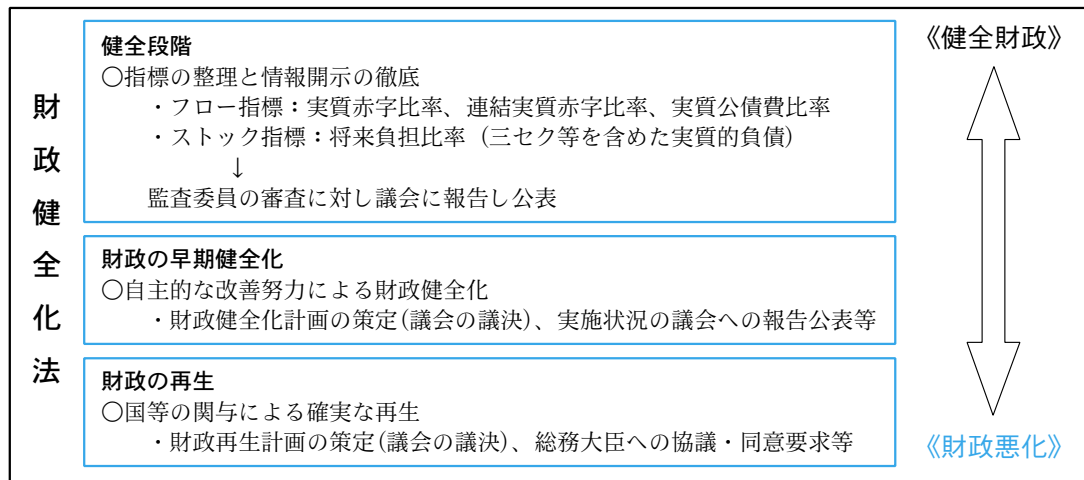
■ **健全化判断比率**

県や市町村の財政を適正に運営することを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が平成20年4月に施行されました。これにより全ての地方公共団体において財政健全化にかかる各指標の公表が義務付けられ、平成20年度決算からは基準を超える団体は早期健全化計画あるいは財政再生計画を策定し、早急に改善に取り組まなければなりません。

平成二十年度決算に基づく健全化判断比率は

健全化の基準内でした。

今後も引続き、健全な財政運営に努めます。



表① 健全化判断比率（4指標）

指標名	内 容（説明）	H20決算	H19決算	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	福祉、教育、村づくり等を行う一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。	—	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	全ての会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化し、運営の深刻度を示す比率です。	—	—	20.0	40.0
実質公債費比率	地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税措置分を除く。）に充当されたものの占める割合の前3年度の平均値を指標化し、資金繰りの危険度を示す比率です。	13.8	14.7	25.0	35.0
将来負担比率	地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率です。	5.0	39.3	350.0	/

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示しています。

表② 資金不足比率（公営企業会計）

指標名	内 容（説明）	会 計 名	H20決算	H19決算	経営健全化 基 準
資金不足比率	公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す比率です。	簡易水道事業	—	—	20.0
		公共下水道事業	—	—	
		農業集落排水事業	—	—	

※資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。